

大学改革に安易な道がないことは本法の審議経過においても明らかになったとおりであるが、全国の大学及び研究者は、それぞれの大学の改革を今後も積極的に進めるべきであり、本会議もそれと協力して望ましい大学改革の実現に努力したいと考える。

9-27

在日韓国人科学者金喆佑博士の事件に関連して、科学者の人権保障についての声明

昭和48年10月26日

第64回総会

去る6月、北海道大学理学部地質鉱物学教室助手（文部教官）金喆佑博士が韓国において、逮捕され、現在獄舎に在り、国家保安法・反共法違反により起訴されている。

我々は、等しく科学の研究に携わるものとして、科学者の基本的人権が保障されることを強く希求し、この事件の成り行きに対し、重大な関心を寄せるものである。

9-28

総学庶第1876号 昭和48年11月15日

内閣総理大臣 田中角栄 殿

日本学術会議会長 越智勇一

写送付先：科学技術庁、環境庁および文化庁各長官、大蔵、文部、農林、通商産業、運輸、建設および自治各大臣、衆議院議長、参議院議長、衆議院文教委員会委員長、参議院文教委員会委員長

文化財保護法について（勧告）

標記のことについて、本会議第64回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

記

現行の文化財保護法は、第2次大戦後における我が国の文化国家としての再生を理念とする画期的な法律として昭和25年に制定されたもので、その前年9月本会議の申入れの主旨に添うものであった。（別添資料1参照）

しかるに、近来における高度経済成長の中で「開発」がとかく優先されるような状況のもとでは、この法の理念が十分に貫徹されない場合が、しばしばあらわれてきた。更に文化財が単に学術的資料保存の立場からだけではなく、大気や水や緑のような環境と同じく人間社会の健全な発達と成長にとって必要だとする認識には現行法は十分に答えていない。

政府がいま本法改正の検討を開始されたことは時宜に適したことと考えるが、その改正に当たっては、制定当初の精神を発展させ、更に現実に対応できるものでなくてはならない。

本会議は現行の法の理念が十分に貫徹され、その改正に当たっては次の原則が尊重されることを要望する。

1. 文化財が自然とともに国民ひとりひとりの生活環境を構成する精神的並びに物質的文化の永遠

の共有遺産であることにかんがみ、これの破壊は単に歴史資料の消失にとどまるものではなく、将来にわたって国民の人格が形成される基本的環境の崩壊を意味するものである。よって、同法は生活環境を破壊する力に対して、それを阻止する機能をもつとともに、更に安易な機械文明の暴走に対する抑止力を果たすものとして考慮されなくてはならない。

2. 従来の文化財の指定は、有形文化財にみられる精選主義、あるいは記念物にみられる代表主義になる傾向がみられた。そして指定された文化財についてすら消滅にひんしているものがあり、まして未指定の文化財においては、消失したり、消失寸前のものが多いことは知られるとおりである。これを阻止するためには、土地に結びつくすべての文化財は、それを「点」として保護するのではなく「面」としてとらえ、その歴史環境と自然環境とを一体として保護し、現在の破壊力から自然と文化財を人間の基本的環境として守ることができるように広域保存の措置がとられなければならない。
3. 文化財は地域住民の生活環境とともに一体として守られるべきものであるから、住民の意志が十分に尊重されなければ文化財を国民共有の遺産として守ることはできない。よって地域社会と密接に結びつく文化財の保護については、住民の意志と広く科学者の意見を尊重する民主的な保護体制が確立されねばならない。
4. 法改正に際しては文化財行政を円滑、かつ徹底して実施できるような、十分な財政上の配慮が不可欠である。ことに現状変更制限を加える場合には十分な財政上の措置がとられ制度上の整備が図られねばならない。

以上の原則をふまえて、差し当たり下記の具体的措置がとられるよう勧告する。

#### (1) 不動産文化財の環境保護の確立

不動産文化財である建造物及び記念物（史跡・名勝・天然記念物）は、そのものもつ学術上などの価値を十分に発揮しうるように、周辺地域と一体的に、環境として維持保存されなければならない。そのために、指定文化財を中心にしたその外周に一定の範囲を定めて、その範囲内の現状変更は届出制（なお埋蔵文化財については4のウを適用する）とし、保存のために必要な事項を指示することができる制度とする。

#### (2) 建造物群（町並・集落）の保護

独立又は連続した建物群で、その建築様式、均質性、又は風景内における位置から、その学術上、芸術上、歴史上などの意義のあるものは、文化財として新しく加え、環境を含めて保護する。更に、これらのうち重要なものは指定し、保存・修復並びに活用を助成する規定を設ける。

#### (3) 文化財登録目録の制度化

指定文化財だけを保護するのではなく、広く文化財を「文化財登録目録」に登録し、新しく登録文化財という概念を設けて、これを保護する制度を新設する必要がある。

#### (4) 埋蔵文化財保護の強化

ア、埋蔵文化財は、その本来の性質（土中等に埋蔵されている）からみて容易にその所在を確認し得ない場合がある。このため国や地方自治体は常に所在地の調査を行い、「遺跡台帳」に登録して、その所在地や所在範囲、文化財の性質などを正確にはあくしておくとともに、所在を周知せしめるために、「遺跡台帳」の公示や縦覧の義務づけ・土地登記簿への表示、標柱の設

- 置・文化財包蔵地の地図や地名表の公刊などを図ることが必要である。
- イ、大規模な開発に当たっては事前に地方自治体と協議する制度を確立する。更に工事中などに埋蔵文化財が発見された場合は、その工事を中止させる権限が国及び地方自治体にあることを明確化すべきである。
- ウ、周知の埋蔵文化財包蔵地の現状変更はすべて許可制とし、これに違反する悪質の行為については強い罰則を定めることが必要である。

#### 附 記

1. 広く文化財は、その本来的な価値を発揮しうる現地で、原則的に保存されることが、その地域の自然と文化的環境を護るうえで大切なことである。この文化財の現地保存体制を全うするためには研究施設を伴う博物館・資料館などを現地に設置して、その保存と活用を強化すべきである。
2. 高度成長に伴い、地方自治体の公文書、個人所有の近世近代の古文書の散逸・毀滅は近来はなほだしいものがある。こうした文書資料に関しては、早急に「歴史資料保存法」（別添資料2参照）の制定をはからねばならない。  
なお、法改正に際しては決定以前において本会議と十分な連絡をとられたい。

#### 別添資料

文化財保護法制定について

研発第394号の2 昭和24年9月6日

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

日本学術会議会長 亀山直人

文化財保護法制定について（申入）

我が国の現状に鑑み特に文化財の保護と保存との急務を痛感しております際、近くこれが保護法案を審議せられると聞きまことに慶賀に堪えません。本会議は学術資料保存の立場から特別委員会を設けてこの問題を検討し、その研究の結果に基き別紙の如き意見の決定を見るに至りました。さきに参議院において作成された原案の趣旨は適切なものとして賛意を表するものでありますが、本会議より5月12日附を以て提出した希望意見と共に、別紙の条々に関し更めて御留意を煩度く存じます。なお法案の御審議に当っては各方面からの意見を参酌され、完全な保護法を制定されるよう期待するものであります。

（別紙）

文化財保護法制定に対する意見

#### 1. 文化財保護の目的と範囲

- (イ) 文化財保護の目的は単に保存するがための保護にあるのではなく国民文化の向上と新しい文化の建設とに寄与するものを目標とする。
- (ロ) 広義の文化財として「史蹟」「天然記念物」及び「重要な学術資料」をも保護の対象とし、保護法に包含せられたい。

「理由」 文化財は単に国民文化の伝統を誇るに足る文化的遺産たるが故にのみ貴重なのではなく、学術資料としての重要性が第一に考えられ、又新しい文化の建設に役立つに足るか否かが重視される。保護せらるべき文化財は国民の精神的並に物質的文化の向上に永久に利用せらるべきである。

又従前の国宝並に重要美術品に該当するものの外に、史蹟、天然記念物及び重要な学術資料も国民の歴史的記念物として、又国民生活に関連する文化の宝として保存保護すべきである。

外国産の文化財と雖も、日本に伝来すること久しく、日本文化の進展に貢献すること大なるものは、当然同一の取扱をうくべきものとする。

## 2. 文化財保護と調査研究

文化財の保護には、これに対する調査研究が基礎的条件となるのであるから調査の機関並に機能を保護法に明記せられたい。

「理由」 文化財の保存には予め文化財そのものを広く徹底的に調査し、最も貴重と思われるものを取って指定登録し国家の保護を加うべきである。保護すべき文化財の本質と保存の意義を十分に理解せしめなければこれに対する国民の協力は望まれない。従って指定登録に当っては学術的裏付あるもののみが永久保存の対象となり学術調査が基礎的条件と言える。

専門審議会に諮問すべき資料の調査作製には、専門知識を有する専任の学者技術者を必要とし博物館、研究所等からの兼務のみに期待すべきではない。必ず事務局又は独立の調査機構を考慮すべきものと思う。

## 3. 委員会とその機構

- (イ) 委員の選任については学界の意向をも尊重し、各方面より択ぶことを必要とする。
- (ロ) 事務局の組織を簡素にし、事務と技術との面を明確に区別することを必要とする。

## 4. 博物館と研究所

委員会の所属機関としては国立博物館の外に国立科学博物館を加え、研究所はそれらの附設とするのが適当である。

「理由」 博物館の本来の目的はあらゆる学術資料並に文化財を蒐集してその研究の結果に基づき、確実にして学術の参考となり国民の知識の向上と教養の助となり、或は翫賞に随するものを陳列して、一種の社会教育機関たると共に豊富なる研究資料を有する研究所たることに存する。従って蒐集と研究と陳列とが鼎立した主要の機能であって、単なる展覧場でも文化財の倉庫でもない。欧米の博物館にあっては各方面の専門学者を網羅して館員並に教授に任用し、大学と比肩して研究と陳列と教育とを分担している。従って性格上博物館は文化財保護委員会からは独立して独自の使命を完うせしめるのが理想である。然し広義の文化財保存と展覧とを分担するものとして、博物館を文化財保護委員会の所属機関とするには、博物館としての機能を妨げぬよう十分の用意が必要である。国立博物館は歴史、美術、自然科学の3部門を並立するにあらざれば完全に文化財保存事業を分担することはできない。現在の国立博物館が主として美術部門の保存事業に関与でき

るのに対して自然科学方面の文化財については、国立科学博物館の関与を必要とする。

国立研究所を新設して、学芸技術の専門学者を配置し、保護すべき文化財並に学術資料の研究調査、資料の蒐集、研究の発表等を行わしむるは極めて適切にして理想とするところである。但し従来の我が国の研究所はこれと目的と組織とを異にしており、現存の美術研究所の如きをそのまま博物館と並立して保護委員会の所属機関とし文化財の調査研究、資料の作製等に当らしむるは無理がある。むしろ将来設けらるべき考古学研究所、工芸研究所、自然科学研究所と共に博物館の附設とするを適當と考える。

## 5. 文化財の指定登録

(イ) 国宝並に重要文化財の指定、解除、現状変更、管理、修理、各種の勸告命令、輸移出の許可その他の重要事項については文化財保護委員会は必ず専門審議会に諮問の上施行する旨の条項を加えること。

(ロ) 仮指定の条項を設けること

「理由」 至急を要するものにあつては1年を限って仮指定をなし重要文化財指定の準備行為とする必要がある。従前の「重要美術品等の保存に関する法律」は、「国宝保存法」の仮指定の役目をも果していたのである。

(ハ) 文化財の指定登録に当っては調査権ともいふべきものを考慮し所有権の協力を要請する各項を設ける必要がある。

「理由」 従来の実情を見るに国法保存法によつても個人の所有物件は本人の承諾なき限り調査方法なく、従つて私人の珍藏品は如何に文化財として優れており学術資料として貴重であっても指定のできないのが常であった。所有者の意志を尊重し所有権を保護するは当然であるが、公共の利益のために所有権の一部を制限することは新憲法にも認められている。所有者が進んで調査並に指定に協力し、必要な資料を提供すべき旨の条項を設くべきである。

尤も史蹟名勝天然記念物保存法には指定の前後を問わず調査ができる旨を規定している。

(ニ) 地方的の文化財にしてその地方特有のものについては、地方長官において指定保護することができるとの1条を設けるを適當とする。

## 6. 管理と修理

(イ) 文化財の指定登録と共に、その管理方法を決定し、所有者又は管理者に通知する必要がある。

(ロ) 国宝及び重要文化財の修理には保存修理と維持修理とを區別することができ、保存修理にあつては責任者を明確にし、維持修理にあつてはその範囲程度を法条に定めておくべきである。

(ハ) 修理並に管理の権限の一部を地方長官に委譲することができる旨の条項を定め、これに要する経費の一部を地方庁に負担せしめる旨を規定するを適當とする。

## 7. 指定以前の文化財の保護

(イ) 古ふん墓にあつては明治7年の六政官達及び明治13年宮内省達によつて保護せられ、現在に至るまでこれによつて破壊毀損を禁止し、学術的発掘調査も主務官庁の許可によつてのみ行われている。文化財保護法制定に当りこれに代るべき法律を設くる必要がある。

(四) 古建築、史蹟その他の重要な古文化財の内には、研究調査の及ばない以前に破壊又は原状変更の行われるものの極めて多い現状に鑑み、未指定の文化財を発見したときは報告することの義務を負わせ、許可なくして破壊することのないように規定を設くべきである。

#### 8. 国宝及び重要文化財に対する免税

学術研究資料は徴税の目標としないのが常識である。指定又は登録により所有権の一部に制限を加えられた文化財には、財産税を免じて国民の文化財保護に協力せしむべきである。

#### 別添資料2

歴史資料保存法の制定について

総学庶第1662号 昭和44年11月1日

内閣総理大臣 佐藤 栄 作 殿

日本学会議会長 江 上 不二夫  
写送付先：総理府総務長官  
科学技術庁長官  
大蔵・文部および自治各大臣

歴史資料保存法の制定について（勧告）

標記のことについて、本会議第55回総会の議に基づき、下記のとおり勧告します。

#### 記

民族の文化的遺産を正しく継承することは、それぞれの民族に課せられた欠くことのできない責務である。

われわれは、現在、わが国において、日本民族の最も貴重な文化遺産の一つである、歴史資料が急激かつ大量に失われつつあることを深く憂慮する。

よってここに政府が可及的すみやかに、歴史資料の急激な散逸の防止、その保存さらにその活用のため必要な措置をとることを要望する。そのため、歴史資料保存法の制定を含む有効な措置をとり、目的達成のため遺憾なきを期せられたい。

#### （別 添）

「歴史資料保存法の制定について（勧告）」の説明

ここにいう歴史資料とはわが国に存在する文書（古文書を含む）。記録類のことであるが（詳細は後述）これらの資料は太平洋戦争による災害、敗戦以後の大きな社会変革等により、大量に消滅した。現在でも時々刻々散逸しつつある。

歴史資料の一方の中心をなす江戸時代までの古文書・記録類について見れば、古代、（奈良・平安時代）のものは国家機関・大寺社等により比較的手厚く保護されており、それらの解読・公刊もほぼ全面的に行なわれている。中世（鎌倉・室町時代）の古文書・記録類については、時代が下るにつれて保護が十分行届いていないのが現状である。更に近世（江戸時代）の古文書・記録類になると、その大部分については、これまで何等の保護もなされてこなかったといっても過言ではない。旧大名の古文書・記録類は華族制度の廃止と共に大量に散逸した。町方のものは戦災によってその

殆んどが焼失した。全国各地に存在した農村文書は、戦後の土地改革による地主の没落、ここ数年來の急激な社会変化により、今や全面的亡失の直前にある。

歴史資料のもう一方の中心である明治以降の公文書類についても事態はほぼ同様である。明治前半期の戸長役場の資料は、江戸時代の農村文書と同様の運命を辿りつつある。また明治22年の市制・町村制実施以降の公文書類はそれぞれの役場において保管されていたのであるが、たびかさなる町村合併の都度、大量に廃棄されてきており、明治後半～終戦までの公文書類を一点も有しないような市町村も少なくない。

事態は右の如くまことに深刻である。にも拘らず歴史資料の散逸廃棄を阻止するための体系的措置は全く取られておらず、このままに放置すれば、間もなく取返しのつかない危機に陥入ることは明白である。

以上の如き憂慮すべき事態を阻止し、貴重な国民的文化遺産を後世に伝えるために、文書館の設置を骨子とする歴史資料保存法の制定が緊急に必要なのである。

#### 歴史資料保存法にとりいれるべき内容案

#### 第1 歴史についての規定

ここにいう歴史資料とは、A)近世以前についてはすべての古文書・記録類、B)明治以降については、戸長役場文書・市町村役場文書・都道府県庁文書・国の出先機関の文書、C)明治以降の私的文書・記録類のうち重要なものことである。

#### 第2 保存措置の大綱

歴史資料は、現地において現物のまま保存することを原則とする。

##### 説 明

1. ここにいう現地とは、厳密には資料現蔵機関または現蔵者の所在する市区町村のことであるが、広義にはその市区町村の属する都道府県のことである。
2. 歴史資料は地方的性格がきわめて強く、国が一カ所ないし数カ所に集中保存することは好ましくない。またそれは量的に不可能である。
3. 資料のうち近世以前のものについては現物保存が絶対に必要である明治以降のものについては、それが量的にぼう大であり、今後も継続して作成されるものについては、マイクロ・フィルム化等の措置をすることができる。

#### 第3 文書館設置の大綱

歴史資料保存法は文書館の設置につき次の如き大綱を定める必要がある。

1. 文書館は各都道府県単位に必ず設置する。市区町村については、その設置を促進するための措置を講ずる。
2. 文書館は新設されることが望ましいが、既設の機関一各単位自治体(都道府県市区町村)の図書館・博物館・資料館・公民館等一を文書館にあてることができる。
3. 文書館の設置・運営のための財政的措置は、各単位自治体の財源を以てすることを原則とするが、国もまた財政上の助成措置をとるべきである。

#### 第4 文書館の業務に関する規定

歴史資料保存法は文書館の業務につき次の如き大綱を定める必要がある。

1. 各単位自治体の公文書記録類のうち、一定の年限を経過したものは文書館に移管する。各地域内において上級諸機関の出先機関の所有する公文書記録類についても同様の措置をとることができる。

文書館は移管を受けた公文書記録類の保存・整理・目録・作成・副本作成等を行なう。

#### 説明

上記は公文書記録類を対象とする業務であるから、法的に規制し得るものであり、文書館の基底的業務となる。

2. 管内における民間所有の資料（近世以前の古文書・記録類並びに明治以降の私的文書のうち重要なもの）の調査・整理・目録作成・副本作成等を行ない、併せて保存措置の助成等を計る。また、管内における民間資料を受託・購入することができる。受託購入した資料についても保存整理・目録作成・副本作成等を行なう。

#### 説明

民間所有の資料は私有財産であるから、文書館への移管を強制することはできない。たゞし、所管地域内の民間資料の調査等については、文書館の業務として規定しなければならない。

民間資料の所蔵機関または所蔵者は、古文書館による資料調査等に対し、協力することとする。

文書館による資料調査は一定の学識・経験・資格を持つ者の責任において施行する。

3. 文書館が所蔵並びに調査結果はすべて公開し、利用者の便益を計らねばならぬ。

#### 付記

公開に当っては無料を原則とする。

4. 文書館は他文書館並びに関連諸機関（大学・図書館・博物館等）との連絡・調整業務を行ない、その結果を公開し、利用者の便益を計らねばならぬ。

#### 説明

それぞれの都道府県内の市区町村文書館は相互に目録・情報等を交換する。

都道府県文書館は管内の市区町村文書館等の目録・情報等を取りまとめる。

また都道府県文書館は相互に目録・情報等を交換する。

### 第5 専門職員に関する規定

文書館には専門の職員を置かねばならない。専門職員の認定養成については別に定める。

### 第6 委員会制度に関する規定

歴史資料保存法の運用を適切ならしめるために、国並びに都道府県は委員会を設ける。市区町村もまた委員会を設けることができる。

それぞれの委員会は民主的に選ばれた学識経験者を中心として構成する。

1. 国の委員会は次の事項を処理する。
  - (1) 歴史資料保存法による文書館の設立の推進
  - (2) 国による財政上の助成措置の推進
  - (3) 専門職員の認定と養成に関する措置
  - (4) 文書館相互の連絡・調整と全国的情報業務



## 2. 都道府県の委員会は次の事項を処理する

- (1) 都道府県文書館並びに管内市区町村文書館の業務実態の大綱についての国の委員会への報告
- (2) 他の都道府県文書館との連絡
- (3) 管内市区町村文書館相互の連絡・調整
- (4) 専門職員の暫定的認定に関する措置
- (5) 目録作成等文書館の業務基準の設定

## 3. 市区町村の委員会は次の事項を処理する。

- (1) 当該市区町村の属する都道府県委員会に対する業務大綱の報告
- (2) 同一都道府県内の他の市区町村文書館との連絡
- (3) 目録作成等文書館の業務基準の設定

### 参 考

#### 第1 歴史資料保存法と文化財保護法との関係

文化財保護法は保護すべき対象を、有形文化財、無形文化財、民俗資料、記念物、埋蔵文化財に大別している。有形文化財は建造物と美術工芸品に分けられている。その美術工芸品は絵画・彫刻・工芸品・書跡等に分類されている。古文書・記録類のうち、「文化財」たるに価するとされたものは「書跡」として指定されるのであり、その数は、もちろんごく少ない。要するに文化財保護法は歴史資料の中心たる古文書・記録類を保護するには作られていない法律なのであって、それ故にこそ歴史資料保存法が必要なのである。

#### 第2 文書館と既設の諸機関との関係

歴史資料保存利用の機関として著名なものは、東京大学史料編纂所及び文部省史料館である。この代表的な兩者について言及すれば、それ以外の機関との関係は自ら明白になる。東大史料編纂所は、主として古代・中世・明治維新政治史関係の文書・記録の写本・影写本等の作成あるいは写真撮影を行ない、それらの資料によって「大日本史料」、「大日本古文書」等の刊行を行なう機関である。その調査範囲は近世には殆んど及ばず明治以降には全くといってよいほど及んでいない。

文部省史料館は全国各地の近世文書を保存・整理している機関であって、その機能は本勧告に構想されている文書館に極めて近い。しかしながら文部省史料館は、多分に偶然的にそれらを集めているのであって、一地域の文書・記録類を体系的に把握しているわけではないし、それらに関する情報を持っているわけでもない。要するに文部省史料館は機能としては文書館に近似しているにも拘らず、明白な地域集中性を持っていないのである。

本勧告における文書館はいわば、地方文書館であって、歴史資料の地方性を重んじ、現地（広くて県単位）において資料の保存・利用を計るための機関である。かかる機関としては「山口県文書館」・「埼玉県文書館」並びに各地方公共図書館における郷土資料室などがある。しかしこれらは未だ弱体であり、きわめて少数である。本勧告は、これら弱体なものを一層強化すると共に全国的に文書館設立を推進することを目的とするものである。

※ なお、現在建築中で近年開館予定の「国立公文書館」は国家機関（中央省庁）の公文書保

存利用のための機関であって、本勧告における地方文書館とはその保存対象を異にする。

### 第3 わが国における地方公文書保存の現況について

1968年11月、日本歴史学協会資料問題特別委員会は、都道府県市区町村に対し公文書の保存・利用についてのアンケート調査を行なった。都道府県のうち回答のあったものは37、市区町村については $\frac{54}{100}$ であった。その結果の一部をごく簡単に記すと次のようになる。

#### 1. 太平洋戦争による災害，戦後の混乱などによる滅失について

	県段階	市区町村段階
有	16	19
無	8	19
廃棄処分	0	9
回答なし及不明	13	9
	37	56 (複数回答)

※ 災害・混乱による滅失は相当広汎にわたっている。殊に県段階はひどい

※※ 市区町村段階では合併による公文書廃棄が相当に行なわれた。

#### 2. 公文書はどのように保存されているか

	県段階	市区町村段階
各課別保存	8	10
庁内書庫等	35	45
図書館・文書館等	2	0
マイクロ化	5	3
	50	58

(いずれも複数回答)

※ 庁内の何等かの施設に保存しているものが圧倒的である。

#### 3. 公文書保存・利用につき当面している諸問題は何か

	県段階	市区町村段階
整理分類管理	8	13
マイクロ化・ファイリング化	12	10
収容施設狭隘	19	31
専任職員不足	1	4
保存規準の再検討	7	7
閲覧利用制度・施設	5	6
防虫・防湿設備	1	2
経費不足	2	3
利用状況調査	1	0
回答なし	8	11
	64	87

(いずれも複数回答)

※ 収容施設の狭隘を訴えるものが最も多い。

※※ 2, 3を通じて、各自治体いずれも、公文書保存・利用についての施策が総体としてきわめて弱いことが看取される。

#### 第4 わが国における文書館設立の動向について

これについては、1968年2月全国公立図書館長協議会が都道府県並びに6大都市の中央図書館に対し依頼した調査の結果が存在している。

これによるとこの時既に開館している所並びに68年度中に開館予定の所は、山口県・東京都・埼玉県・北海道である。なお、この調査には洩れているが、京都府もこの中に入れてよい。

(計5)

設立計画が具体的に進められている所は福島・栃木・千葉・山梨・石川・奈良・広島・島根・長崎である。なお、この調査には洩れているが神奈川県も同様である(計10)

但し、これらの内様は各様であって、本保存法の意図するところまで至っていないものが多い。

#### 第5 各国における地方文書館について

本会議第29回総会(1959年10月)において「公文書散逸防止について」の勧告が採択され、1963年度以降総理府所管のもとに国立公文書館建設関係予算が計上されるに至った(近年開館予定)、この頃より、国立国会図書館並びに総理大臣官房総務課の手により、各国の文書館制度についての調査事業が開始され、その調査結果はいずれも公刊されている。これらはドイツ・イギリス・オランダ・アメリカ・スエーデン・ソ連における文書館制度の沿革と現状の概要並びに運営上の機構について論じたもので、主対象は国立の中央文書館である。しかしながらこれらの文献は当然地方文書館にも普及している。

学界においては「史学雑誌」が1966年から67年にかけて「各国の文書館」という連続記事をのせた。これに取上げられたのは、イギリス・フランス・インド・ドイツ・オランダ・スイスである。これらは地方文書館についても相当のスペースを割いている。

また「茨城県史研究」は1967年から68年にかけて、小西四郎氏による「世界の古文書館」を連載した。そこにはメキシコ・イギリス・オランダ・フランス・ポルトガル・スペイン・イタリー・バチカン・インドについての記載がある。ここでは雑誌の性質上各国の地方文書館についての記述がすくなくない。

つまり、最近では、各国の中央文書館並びに地方文書館についての調査報告がほぼ整うに至り、概略の状況は分るようになってきた(詳細は上記文献参照)。

これらによると、以上の各国には大体州単位に必ず文書館があり、イギリス・フランス・スイスなどでは村単位のものも少なからず存在しているようである。

これから推して、わが国における地方文書館の設立は極端に遅れており全く今後の課題として残されてしまっている。と言わねばならない。